

(答申第146号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

(1) 審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成28年8月18日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。

(2) 本件公開請求の内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第33条第4項にいう特定医師について

①〇〇〇〇医師（以下「本件医師」という。）の特定医師に関する情報

②本件医師が特定医師に指定された年月日

③その後の更新の有無、更新されているときはその年月日

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を回答することは、本件請求に係る医師の個人の経歴が明らかとなるため、条例第9条に該当し、請求された公文書の存否を回答することができない旨の理由を付して、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年9月1日付け保医第1011号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成28年10月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成28年11月25日付け保医第1423号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開とされた情報について公開することを求める。

2 審査請求の理由

条例第9条に該当するとの理由によって非公開としたのは不当である。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件処分は妥当である旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 個人情報該当性について

平成18年に医師法（昭和23年法律第201号）が改正され、それまで個人情報に該当するとして公表されていなかった情報のうち、医師の氏名及び性別、医籍の登録年月日並びに処分に関する事項が公表されることとなった。

これは、平成17年12月に取りまとめられた『医師等の行政処分のあり方等に関する検討会』報告書の提言を受けたものであり、その内容は、「医師等でない者からの医療の提供等を防止し、国民の生命・健康を保護する観点から、氏名、性別及び登録年月日により医師等の資格確認を行うことを可能にすることが適当であること」「医業等を行うことを禁止されている医師等からの医療の提供を防止する等の観点から、医師等の資格確認の際、行政処分の情報を、医業停止処分等については処分終了時又は再教育修了時の遅い方までの間、戒告処分については再教育修了時までの間、提供することが適当であること」というものである。

また、特定医師であるか否かという情報は個人情報に該当し、公開非公開の判断は県の条例に基づいて行うべきものであることについて、医師法及び精神保健福祉法を所管する厚生労働省にも確認している。

したがって、特定医師であるか否かという情報は、個人の経歴に関するものであり、条例第6条第1号の個人情報に該当するものである。

(2) 非公開決定（存否応答拒否）の理由について

本件請求は、本件医師個人の資格についての情報の公開を求めるものであり、対象公文書の存否を応答することで、本件医師が「特定医師」であるか否かが明らかになる、すなわち診療従事者の経験年数などの本件医師個人の「経歴」が明らかとなるため、存否を明らかにしないで応答を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号に該当する個人情報を開示することになるとして、条例第9条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非公開決定が妥当というためには、仮に対象公文書が存在する場合であっても当該情報が非公開情報に該当することが必要であることから、まず、対象となる情報が条例第6条第1号の非公開事由に該当するかどうか、次に、条例第9条に基づき存否を明らかにせず、非公開とする決

定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

1 条例第6条第1号該当性について

(1) 条例第6条第1号（個人情報）の趣旨

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 条例第6条第1号該当性について

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、特定の医師が精神保健福祉法にいう特定医師かどうかという情報は、個人の経歴に関する情報であり、平成18年に医師法が改正され、医師の氏名等が公表されることとなった後においても、公表すべきものとはされておらず、同法を所管する厚生労働省においても同様の取扱いであることが認められる。

そうすると、本件請求において、本件医師が特定医師であるか否かという情報は、条例第6条第1号の個人情報に該当することが認められる。

2 条例第9条該当性について

(1) 条例第9条の趣旨

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

(2) 条例第9条該当性について

上記「1 条例第6条第1号該当性について（2）条例第6条第1号該当性について」の判断のとおり、本件請求に係る対象公文書の存否を答えることは、本件医師が特定医師であるか否かを明らかにする結果を生じさせるも

のと認められ、本件公開請求に係る対象公文書については、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年11月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年1月18日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成29年3月23日 （第144回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成29年4月11日 （第145回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成29年4月25日 （第146回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）